

講習ストーリー

国土交通省

認定ルート	講習ストーリー	総トン数
(東京湾)		
① 東京湾口⇄東京港内(西地区)	湾口→①浦賀水道→②中ノ瀬→③東水路→④東京西航路→品川埠頭Cバース着岸	2万トン
② 東京湾口⇄東京港内(東地区)	湾口→①浦賀水道→②中ノ瀬→③東水路→④東京東航路→⑤10号地信号所付近→台場埠頭B号バース着岸	1万トン
③ 東京湾口⇄千葉港内	湾口→①浦賀水道→②中ノ瀬→③東水路→京葉S B (K S B - E) 着岸	1.6万トン
④ 東京湾口⇄木更津港内	湾口→①浦賀水道→②中ノ瀬→③木更津航路9号ブイ→新日本製鐵C 8 着岸	1.3万トン
⑤ 東京湾口⇄川崎港内	湾口→①浦賀水道→②中ノ瀬→③鶴見航路3号ブイ→東洋埠頭(池上運河) 着岸	3万トン
⑥ 東京湾口⇄鶴見航路⇄横浜港内	湾口→①浦賀水道→②中ノ瀬→③鶴見航路1号ブイ→大黒コンテナバース“4” 着岸	6万トン
⑦ 東京湾口⇄横浜航路⇄横浜港内	湾口→①浦賀水道→②中ノ瀬→③横浜航路1号ブイ→本牧埠頭“D 4” 着岸	6万トン
⑧ 東京湾口⇄横浜5区及び横須賀港内	湾口→①浦賀水道→②中ノ瀬→③根岸水路1号ブイ→新日本石油バース“AW” 着岸	1.6万トン
⑨ 東京湾口⇄その他の東京湾内		
(伊勢湾)		
① 伊勢湾口⇄名古屋港内	湾口→①伊良湖水道(3号ブイ付近)→②伊勢湾S B付近ブイ→③伊勢湾6号ブイ付近→④東航路→⑤金城交差点→飛島コンテナ埠頭着岸	6万トン
② 伊勢湾口⇄四日市港内	湾口→①伊良湖水道(3号ブイ付近)→②伊勢湾S B付近ブイ→③第1・2航路延長との交差点→④第3航路→霞ヶ浦第25号岸壁着岸	3万トン
③ 伊勢湾口⇄鳥羽港内	湾口→①伊良湖水道(3号ブイ付近)→②菅島水道→鳥羽港内・指定錨地投錨	2万トン
④ 伊勢湾口⇄三河港内(渥美湾内を含む)	湾口→①伊良湖水道(3号ブイ付近)→②中山水道→神野埠頭着岸	3万トン
⑤ 伊勢湾口⇄衣浦港内(知多湾内を含む)	湾口→①伊良湖水道(3号ブイ付近)→②師崎水道→碧南揚炭棧橋(CDP) 着岸	5万トン
⑥ 伊勢湾口⇄深喫水航路⇄伊勢湾S B及び四日市S B	湾口→深喫水航路(①伊良湖水道(3号ブイ付近)、②伊勢湾4号ブイ)→伊勢湾S B着岸	1.6万トン
⑦ 伊勢湾口⇄その他の伊勢湾内		
(大阪湾)		
① 大阪湾口⇄阪神港神戸区(西地区)	湾口→①友ヶ島水道→②沖の瀬、横瀬→③フェリーレーン→④中央航路1番ブイ南方水域→⑤中央航路→六甲アイランドC 5バース着岸	9万トン
② 大阪湾口⇄阪神港神戸区(東地区)及び尼崎西宮芦屋区	湾口→①友ヶ島水道→②関西空港沖→③フェリーレーン→④東航路(第7防波堤付近)→六甲アイランドR C 6バース着岸	7万トン
③ 大阪湾口⇄阪神港大阪区第1区～第3区	湾口→①友ヶ島水道→②関西空港沖→③暫定航路→④内航航路→⑤港大橋付近→大阪港C 4バース着岸	4万トン
④ 大阪湾口⇄阪神港大阪区第4区・第5区	湾口→①友ヶ島水道→②関西空港沖→③暫定航路→④南港関門付近→南港R 5バース着岸	3万トン
⑤ 大阪湾口⇄阪神港堺東北区	湾口→①友ヶ島水道→②関西空港沖→③浜寺航路→新日本石油東バース着岸	7万トン
⑥ 大阪湾口⇄その他の大阪湾内		
⑦ 明石海峡⇄大阪湾内全域	明石海峡入口→①西方ブイ→②東方ブイ→③のりひび付近→④大津航路→高石埠頭、飯坂バース着岸	3万トン
⑧ 友ヶ島水道⇄明石海峡(通過)	明石海峡入口→①西方ブイ→②東方ブイ→③友ヶ島水道→④湾口	1.6万トン
(内海)		
① 備讃瀬戸航路(西航) 大阪方→九州方	航路入口→①東航路→②水島航路交差点→③備讃北航路2号ブイ付近→航路出口	1.1万トン
② 備讃瀬戸航路(東航) 九州方→大阪方	航路入口→①備讃南3号ブイ付近→②水島航路交差点→③小瀬居島付近→④東航路→航路出口	1.2万トン
③ 備讃瀬戸航路(西航) ⇄水島港内	航路入口→①東航路→②水島航路交差点→③水島港内航路→JFE-Fバース着岸	1.3万トン
④ 来島海峡航路(西航) 大阪方→九州方	(順流時) 航路入口→①9・10号ブイ付近→②中渡島(中水道)→③2号ブイ付近→航路出口	1.6万トン
	(逆流時) 航路入口→①9・10号ブイ付近→④小島東灯台付近(西水道)→③2号ブイ付近→航路出口	
⑤ 来島海峡航路(東航) 九州方→大阪方	(順流時) 航路入口→①2号ブイ付近→②中渡島(中水道)→航路出口	1.6万トン
	(逆流時) 航路入口→①2号ブイ付近→③小島東灯台付近(西水道)→航路出口	
(関門)		
① 関門区内(西地区)	部埼入口→①早瀬瀬戸→②大瀬戸付近→③日明水路入口付近→日明6号岸壁着岸	8千トン
② 関門区内(中地区)	部埼入口→①早瀬瀬戸→②関門航路30号ブイ付近→門司2号岸壁着岸	8千トン
③ 関門区内(東地区)	六連島入口→①台場鼻沖→②大瀬戸付近→③早瀬瀬戸→田野浦2号岸壁着岸	1千トン
④ 関門区内(若松1～4区)	部埼入口→①早瀬瀬戸→②大瀬戸付近→③関門航路11号ブイ付近→④若松航路入口付近→⑤奥瀬海航路→二島公共岸壁着岸	2千トン
⑤ 関門区内(通峡) 六連島方⇄部埼方	六連島入口→①台場鼻沖→②大瀬戸付近→③早瀬瀬戸→部埼出口	2万トン
(佐世保)		
① 佐世保区内	湾口→①佐世保航路内→②弁天島付近→前畑外貨埠頭着岸	1万トン
(沖縄)		
① 那覇区内	湾口→①唐口防波堤付近→②那覇水路→那覇埠頭着岸	5千トン
計 36		

(備考)

- 「講習ストーリー」は、強制水先免除制度において航海実歴に代替するものとされた操船シミュレーター講習を実施する際、各認定ルートごとに経なければならないルート等を定めたものである。
- 認定講習実施機関は、当該「講習ストーリー」に、別途定める「講習シナリオ」の内容を盛り込んだ訓練用ソフトウェアを、その認定ルート別に、それぞれ一本あたり60～100分までの時間内に編集し、講習の用に供しなければならないものとする。
- 「講習ストーリー」及び「総トン数」は、各ルートの中でその入出港実績が一番多いと推定される代表例を示したものであり、講習実施施設の準備等の諸事情を勘案して、今後当分の間は当該代表例で示したものを備え付ければ足りるものとする。(「総トン数」で示したトン数値は一種の基準値であり、すべてのルートにおいて一分の誤差なく設定することは必ずしも必要ではないが、そうした場合であっても、船舶の操船性能に変わりがない程度の値の範囲内で設定するよう努めること。)
- 実際の講習にあたっての船舶の大きさ(総トン数)の設定にあたっては、受講者が航海実歴の認定を受けたい船舶の大きさの区分に即したものを又は、それ以上の大きさの船舶で実施すること。
- 備考1～4については、本来、受講者個々が強制水先免除制度の認定を受けようとする港及び水域等の経路や離着岸壁において実際に乗船し、また、実際に操船する船種等で講習を実施することが望ましいことは言うまでもなく、講習実施者は今後、受講者のニーズに即した講習が実施できるよう努力するものとする。
- 講習ストーリーの記載がない東京湾⑨「東京湾口⇄その他の東京湾内」、伊勢湾⑦「伊勢湾口⇄その他の伊勢湾内」及び大阪湾⑥「大阪湾口⇄その他の大阪湾内」にあつては、別途にストーリーを設定していないため、当該ルートの受講者には、本人の選択等により、同一湾内のいずれかの講習ストーリーを活用すること。